

## 西原町人材育成会学資貸与規程事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西原町人材育成会学資貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、学資貸与に関する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 規程第2条第1項第3号の基準について、学力が5段階で3.0以上、GPAで2.4以上の者を原則とする。また、同項第4号の基準については、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の採用基準に準ずる。

(連帯保証人)

第3条 規程第5条第2項に規定する連帯保証人は、保護者を除き、社会保険等の扶養に入れられない程度の収入（総収入額が130万円以上）がある者とする。

2 親族とは、四親等内の血族及び三親等内の姻族で、本人及び保護者と別生計の者とする。

(返還の免除)

第4条 規程第18条の2の規定に基づく返還の免除について、規程第2条第2号イに規定する学資の貸与を受けた者（以下「資格取得貸費生」という。）が指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、西原町内の認可保育所等及び認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）において、保育士の業務に3年間引き続き従事したときは、学資の全部又は一部の返還を免除することができる。

(免除申請)

第5条 前条の規定により学資の返還の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 返還免除申請書
- (2) 保育士業務従事期間証明書

2 本会会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の猶予)

第6条 資格取得貸費生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、学資の返還を猶予するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うまでの間
- (2) 西原町内の保育施設等において、保育士の業務に従事している期間
- (3) 貸与を終了した後も引き続き当該養成施設に在学している期間
- (4) 災害、傷い疾病、その他やむを得ないと本会会長が認める事由がある場合

2 資格取得貸費生は、前項各号のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、学資返還猶予申請書に当該事実を証明する書類を添えて、直ちに提出しなければならない。さらにその事由が継続するときは、前項第1号を除き、申請により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第4号に該当するときは、通じて7年を限度とする。

3 本会会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還)

第7条 資格取得貸費生は、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録をせず、又は西原町内の保育施設等において保育士の業務に従事しなかったときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から学資を返還しなければならない。

(返還期間及び返還方法)

第8条 前条の返還期間は、7年以内とする。

2 前条の返還方法は年賦、半年賦又は月賦払いとし、その旨を記載した学資返還計画書を提出しなければならない。

(従事期間)

第9条 資格取得貸費生の学資の返還免除及び猶予期間となる従事期間については、西原町内の保育施設等において、保育士の業務に従事(週30時間以上の勤務とし、雇用形態を含む。)した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日に属する月までの月数として取り扱うものとする。

(届出義務)

第10条 資格取得貸費生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該書類を直ちに届出なければならない。

- (1) 養成施設を卒業したときは、卒業証明書の写し
- (2) 保育士登録をしたときは、保育士登録証の写し
- (3) 西原町内の保育施設等において保育士の業務に従事したときは、業務従事届
- (4) 業務従事先を変更したときは、業務従事届及び業務従事期間証明書
- (5) 学資免除又は学資返還の完了前に貸費生及び連帯保証人の氏名、住所、電話番号、勤務先に変更があったときは、住所・氏名等変更届

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年5月12日から施行する。